

2016年4月12日

特定商取引法・消費者契約法改正案の今国会での成立と、残された課題のすみやかな検討を求めます

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事（共同代表）岩岡 宏保
代表理事（共同代表）河野 康子
代表理事（共同代表）松岡萬里野

高齢化の進展や悪質事業者の手口の巧妙化などにより、高齢者の消費生活相談件数は5年間で1.6倍に増えています。また、情報通信技術の発達や消費の国際化などにより、対応困難なタイプの消費者相談も急増しています。こうした消費者被害の防止・救済を図るため、特定商取引法と消費者契約法の一部を改正する法律案が今通常国会に上程されました。両法案は、以下のような点が改正事項となっています。高齢者等の被害の防止・迅速な救済につながり、消費者のくらしの安全・安心に資するものと考えますので、両法案の一日も早い成立を求めます。

1. 両法案で評価できる点

<特定商取引法>

- 悪質事業者への行政規制が強化されます。
 - ・業務停止命令を受けた法人の役員等が、処分後、次々と法人を立ち上げて停止範囲の業務を行うことが禁止されます。
 - ・業務停止命令の期間が1年から2年に延長されます。
 - ・業務停止命令を受けた悪質事業者に対して、被害に遭った消費者への返金計画を定めさせる等の指示ができます。
- 刑事罰が強化されます（不実告知等に対する法人への罰金を300万円以下から1億円以下に引き上げる等）。
- 指定権利制を見直し、役務の提供を受ける権利以外の一定の権利（社債や未公開株等）を新たに規制対象として追加した上で、これを「特定権利」と位置づけ、その販売が法の規制対象とされます。
- 取消権（短期）の行使期間が6か月から1年に延長されます。

<消費者契約法>

- 新たな取消権規定が導入されます。事業者が特別な事情がないことを知りながら、高齢者等に必要以上に商品を大量購入させるなどの過量販売事案について、消費者に取消権が認められます。
- 不実告知の重要事項の範囲が拡大されます。現行法では取消の対象外だった範囲である「契約締結の動機にかかわる事項」にも取消権が認められます（事例：「床下にシロアリがいる」等の虚偽の事実を告げてリフォーム工事の契約

をさせるなど)。

- 取消権（短期）の行使期間が6か月から1年に延長されます。
- 事業者の債務不履行（例：消費者が契約した商品に欠陥があった場合）等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項（例：「いかなる場合でも契約解除できません」）は無効となります。
- 第10条に例示（消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項）を追加するなどの改正が行われます。

2. 早期にさらなる検討を求める事項

なお、今回の両法改正にあたっては、いくつかの論点が先送りとなりました。社会経済状況の変化による消費者契約被害が後を絶たない現状をかんがみ、以下の論点等について、すみやかに消費者委員会専門調査会を再開し、消費生活相談の動向分析や消費者・消費者団体の声を踏まえつつ、さらなる検討に入ることを求めます。

<特定商取引法における検討すべき論点>

- 勧誘規制の在り方
- インターネット取引をはじめとする通信販売の虚偽・誇大広告に関する契約取消権付与
- 国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携措置の在り方

<消費者契約法における検討すべき論点>

- 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（認知症高齢者へのつけこみ型勧誘行為など、過量販売以外の類型）
- 不当条項の類型の追加
- 「勧誘」要件の在り方
- 不利益事実の不告知
- 消費者を困惑させる事業者の不当な行為の類型（威迫や執拗な電話勧誘）の追加
- 第三者による不当勧誘
- 違約金の定めが無効となる範囲の基準となる「平均的な損害の額」の立証責任の在り方
- 契約条項が不明確な場合に条項の使用者に不利な解釈を採用する「条項使用者不利の原則」の要件や適用範囲

<その他の制度整備の論点>

- 行政による悪質事業者の違法収益のはく奪に向けた制度的検討

以上